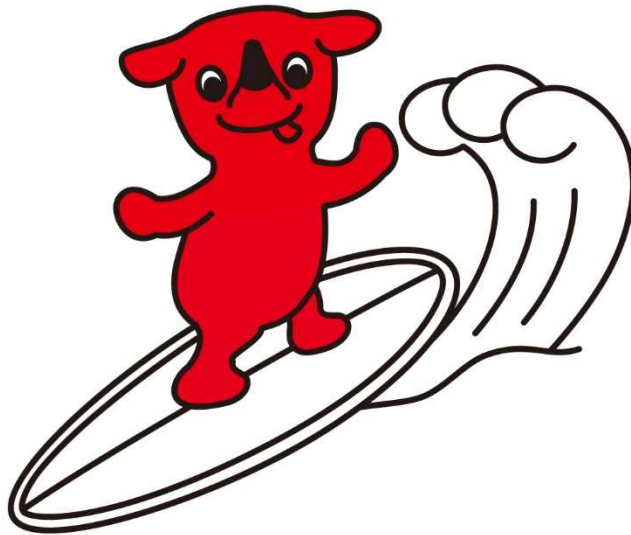


千葉県行政改革計画・財政健全化計画

(平成 29～32 年度)



千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

平成 29 年 11 月

千 葉 県

はじめに

本県では、「暮らし満足度日本一」を目指して進めてきたこれまでの実績をベースとして、人口減少・少子高齢化などの課題への対応とともに、様々なチャンスを生かして千葉の更なる発展に繋げていくため、新たな総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」を策定したところです。

少子高齢化の進展、人口減少社会の到来をはじめとする県を取り巻く環境の変化や、社会保障費の増加、県有施設の老朽化による財政負担の増加など、厳しい財政状況に対応しつつ、新総合計画を着実に実行するためには、確かな行財政基盤の確立が不可欠です。

そのため、この度、新たに平成 29 年度から平成 32 年度を計画期間とする「千葉県行政改革計画・財政健全化計画」を策定いたしました。

今回の行政改革計画では、「組織改革・人材育成」、「仕事改革・働き方改革」、「資産改革」及び「公正・透明な行財政運営」の 4 つの改革の視点・基本的方向に沿って、業務の効率化やコストの削減などに取り組み、県庁全体のポテンシャルの最大化や生産性の向上を目指してまいります。

人口減少や少子高齢化が進む中、国においては「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月）を策定し、働き方改革を進めているところです。県においても、こうした要素を取り込み、多様な人材が意欲・能力を最大限に発揮しつつ、効率的に業務を遂行できるような環境や体制を整備することが必要不可欠であり、そのような視点からの取組を強化しています。

また、財政健全化計画では、厳しい財政状況が見込まれる中、「持続可能な財政構造の確立」の実現に向けて、引き続き財政健全化の取組を進めてまいります。

今後、両計画の連携を図り、千葉県公共施設等総合管理計画等とも整合をとりながら、最少の経費で最大の効果を挙げる事が可能な県政運営の体制構築を目指し、県民サービスの一層の向上に全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

千葉県知事 森田健作

目 次

I	計画策定の背景	
1	県を取り巻く環境	1
2	厳しい財政状況	4
II	行政改革計画	
1	今後の方向性等	
(1)	改革の視点・基本的方向性	7
(2)	目標	8
(3)	計画期間	8
(4)	計画の体系	8
2	取組事項	
①	組織改革・人材育成	
ア	組織・機構改革	9
イ	職員数・総人件費の適正化	9
ウ	職員の活躍と人材育成の推進	10
エ	公営企業改革	12
オ	公社等外郭団体改革	13
②	仕事改革・働き方改革	
ア	業務改善・働き方の見直し	14
イ	県の役割の再構築	15
ウ	多様な主体との連携・協働	16
③	資産改革	
ア	公共施設等の総合的・戦略的なマネジメント	18
イ	資産の処分促進・有効活用	19
ウ	債権管理の適正化	20
④	公正・透明な行財政運営	
ア	ガバナンスの強化	21
イ	県政情報の透明性の向上	22
III	財政健全化計画	
1	今後の方向性	23
2	財政健全化の取組	24
(1)	計画の基本方針	24
(2)	計画期間	24
(3)	取組事項	24
①	事務事業の見直し	24
②	県税収入等の自主財源の確保	24
③	中長期的に安定的な財政運営を行うための基金の積立・確保	24
④	資産マネジメントの推進	25
⑤	建設地方債の効果的な活用と県債残高の適切な管理	25
⑥	健全化判断比率等に留意した財政運営	26
⑦	自立した財政構造への転換	26
3	計画期間中の歳出・歳入の見通し（一般会計ベース）	27
4	財政健全化の取組状況と歳出・歳入見通しの見直しの公表	29

I 計画策定の背景

平成 29 年 10 月に、県政運営の基本となる新たな総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」を策定したところですが、計画の着実な実行には、県を取り巻く環境の変化や厳しい財政状況に対応しつつ、確かな行財政基盤を確立することが不可欠です。

そのため、新たな行政改革計画及び財政健全化計画を策定し、それに基づく不断の取組を進めていくことにより、総合計画を着実に推進し、県民サービスの一層の向上を図ってまいります。

1 県を取り巻く環境

【外部環境】

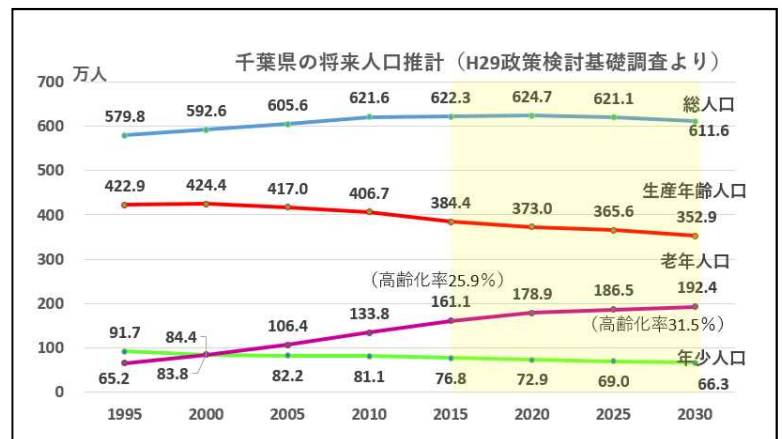
(1) 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

平成 28 年の人口動態統計（確定数）（厚生労働省）によれば、全国の合計特殊出生率が 1.44 であるのに対し、本県は 1.35 と平均を下回っています。

一方、平成 29 年度に県が実施した政策検討基礎調査では、平成 27 年（2015）年の高齢化率が 25.9%、平成 42 年（2030）年には 31.5%に達すると推計したところです。

現在は人口が増加している地域もありますが、将来的には 県内全域において人口減少社会の到来と生産年齢人口（15 歳以上 64 歳以下）の減少に伴う社会・経済の活力低下や税収の減少、老年人口（65 歳以上）の増加に伴う医療・介護等の社会保障関係費の増大等が見込まれます。

そのため、社会構造の変化に対応しながら、行政サービスを安定的かつ的確・迅速に提供していくための仕組みづくりや、持続可能な財政構造の確立が大きな課題となります。



(2) 経済・社会のグローバル化やライフスタイルの変化等に伴う県民ニーズの多様化

我が国では、人・物・資本・情報などが国境を越えて移動するグローバル化が一層進展し、国際交流や海外取引の活発化、世界的な金融・情報サービスの普及・拡大など、様々な分野において、我が国と海外の国・地域との結びつきが強まっています。

本県でも、外国人宿泊客数は約 278 万人と 5 年前の約 1.8 倍まで増加¹し、県内に居住する外国人は 50 人に 1 人²という状況にあり、2020 年東京オリンピック・パラリンピック

¹ 平成 27 年千葉県観光客入込調査より

² 平成 28 年 12 月末住民基本台帳による外国人数

8 競技の千葉県開催は、これまで以上に多くの国・地域との関わりを本県にもたらしものと思われま。

また、共働き世帯の増加やワークライフバランス(仕事と生活の調和)への関心の高まり、健康寿命の延伸から定年退職後も活躍の場を求める高齢者の増加など、人々のライフスタイルや価値観が時代とともに変化しています。

それらにより、今後も行政に対する県民ニーズが多様化すると見込まれ、選択と集中による事務事業の効果的なマネジメントや、行政サービスの質の維持・向上など、行政経営の質を高める取組を進める必要があります。

(3) 国、市町村、地域に関わる様々な主体との役割分担と連携

地方分権改革の進展に伴い、地方公共団体の権限・裁量は拡大し、国と地方がそれぞれの役割を果たすための基盤が構築されつつあります。

今後も、個々の地域の課題について、それぞれの実情に合った解決ができるように分権改革を推進するとともに、広域的な事務処理や市町村との連絡調整等を担う県と、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、対等な関係の下でより一層の協力関係を築く必要があります。

また、県民ボランティア、市民活動団体、企業の社会貢献活動など、地域に関わる様々な主体と連携・協働することにより、行政が担ってきたサービスや行政の手が行き届かなかった取組について、地域の実情に応じたきめ細やかな対応や臨機応変の対応が可能となっています。

特に防災や高齢者の医療・介護などの地域課題に対しては、県、市町村だけでなく、これら多様な主体が持つ「強み」や「特性」を組み合わせることで、サービス水準の向上や行政コストの削減にもつながります。

(4) 自然災害の増加と緊急事態への懸念

近年、地震、大型台風等による広域にわたる集中豪雨、局地的な竜巻等、自然災害が増加しています。また、今後、首都直下型地震や世界で多発するテロ、鳥インフルエンザを始めとする感染症の脅威なども想定され、緊急事態に対する備えがますます必要になってきています。

災害発生時、人員等の資源が制約された状況にあっても、業務遂行を円滑に行うための体制を構築し、業務の継続性を確保する必要があります。

【内部環境】

(1) 職員の年齢構成や勤務・家庭環境の変化

近年、定年退職者数が高水準で推移したことにより、知識・技術・経験の豊富なベテラン

職員の数が増える一方で、経験の浅い若手職員の数が増加しています。ベテランから若手に対する知識、技術、ノウハウの継承が必ずしも十分になされない状態が続くと、職員の負担感が増し、円滑な事務処理や効果的な事業実施に支障を来す恐れが生じます。

また、少子高齢化が進む中、育児や介護などの家庭の事情を抱えながら働く職員も増えており、人的資源に限られる中で組織の生産性を高めるには、職員の能力開発、業務改善、働き方の見直し等を一層進める必要があります。

《年齢別職員構成の状況（「千葉県給与・定員管理の詳細」を基に集計）》

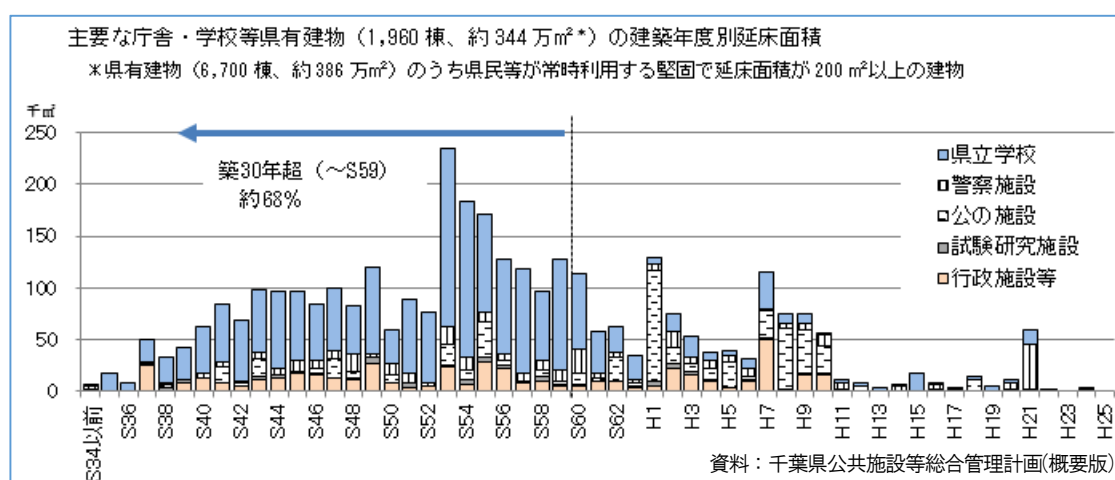
	平成 28 年 4 月 1 日現在 職員数（構成比）	平成 23 年 4 月 1 日現在 職員数（構成比）
31 歳以下	17,915 人 (28.8%)	14,611 人 (23.5%)
32 歳以上 43 歳以下	16,292 人 (26.2%)	14,504 人 (23.4%)
44 歳以上	28,008 人 (45.0%)	33,010 人 (53.1%)

（２）公共施設の老朽化の進行

平成 28 年 2 月に県が策定した「千葉県公共施設等総合管理計画」では、建築後 30 年を経過した庁舎・学校等県有建物が約 7 割に及び、総量を維持したまま建築後 80 年まで長寿命化を図ることを想定した場合、年平均約 283 億円が必要になると見込まれ、財政負担の軽減や平準化を図っていくことが求められています。

そのため、同計画において、今後 30 年間で県有建物の総量を延床面積ベースで 15% 縮減することを掲げたところであり、その実現に向けて、今後、施設の集約化を検討するなど、長期的な視点に立って県有建物の総量の適正化を図っていく必要があります。

また、道路・河川などの社会基盤施設については、庁舎・学校等県有建物と同様、老朽化が進行していることから、安全性の向上やコスト縮減に配慮しつつ、定期的な点検・診断等を行いながら予防保全³的な維持管理を実施していく必要があります。



³ 定期点検などにより建物の機能や性能を常に把握し、劣化の状態を予測し、予防的な処置を施すこと。

2 厳しい財政状況

1 歳出の状況

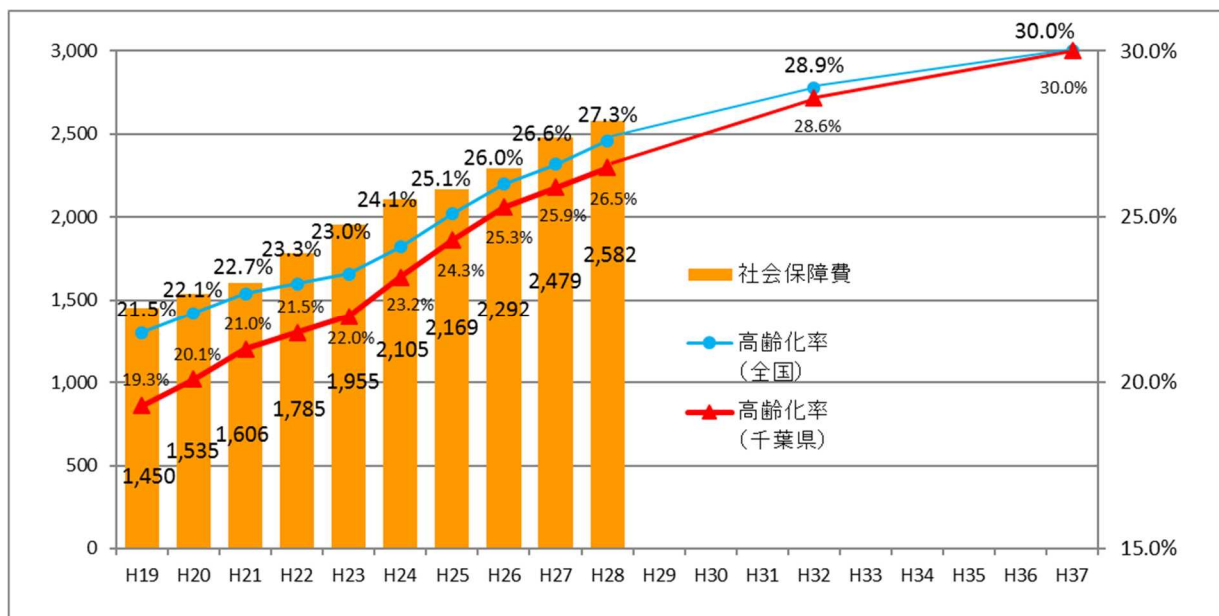
高齢化の進展などによる社会保障費の増や臨時財政対策債⁴の発行等による公債費⁵の増など、義務的経費は増加傾向にあることに加え、老朽化が進む県有施設への対応が必要となるなど、今後も、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

(1) 高齢化の進展などによる社会保障費の増加

社会保障費については、高齢化の進展などに伴い、毎年、急速に増加しています。

本県は、これまで、高齢化率が全国平均と比べるとやや低い状況が続いてきましたが、近年は全国平均を上回るペースで高齢化が進んでおり、これに伴い、社会保障費も更に増加していくことが見込まれます。

〈社会保障費と高齢化率の推移〉



※ 社会保障費は、決算額（金額は災害救助基金や国の基金事業など臨時的なものは除いた数値）
 高齢化率は、H28年度までは各年10月1日現在の推計人口（総務省）
 H32年度以降は政策検討基礎調査 中位推計（千葉県）全国平均値は「日本の将来推計人口（平成29年度推計）中位推計」（国立社会保障・人口問題研究所）

⁴ 地方公共団体が一般的な行政サービスを行うための歳出に対し、歳入が足りない場合は、国から地方交付税が交付されることとなっているが、国の原資が不足していることから、地方交付税の代替措置として発行する地方債。なお、元利償還金については、後年度に国において地方交付税で措置される。

⁵ 地方債の元利償還に係る費用。

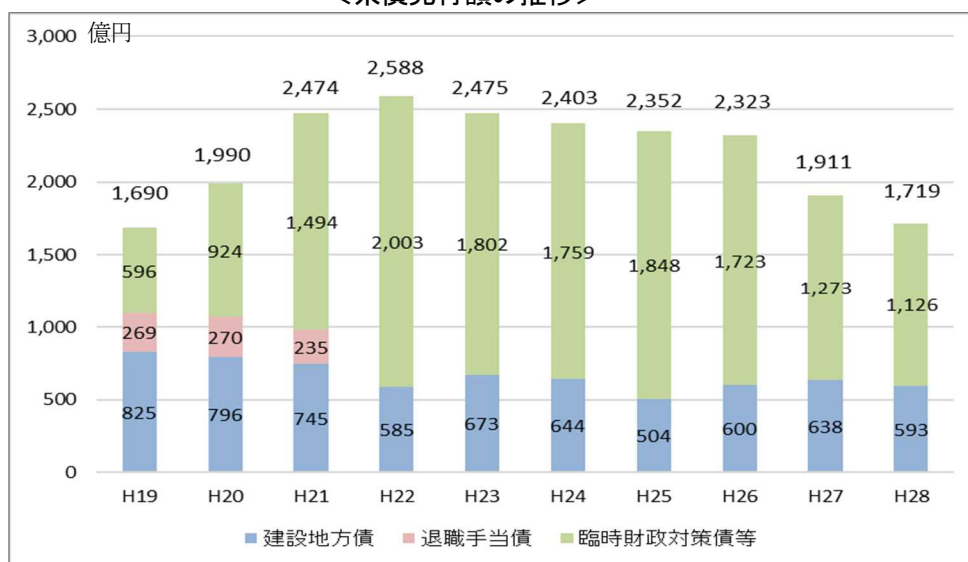
(2) 臨時財政対策債の発行等による公債費の増

建設地方債等については、これまでの発行の抑制により残高が減少していますが、一方で、地方交付税の振替である臨時財政対策債の大量発行により、県債残高全体は増加しています。

臨時財政対策債は、国における地方交付税原資の不足を補うための臨時的な措置であり、償還時に財源措置されるとはいえ、本来は地方交付税として交付されるべきものであることから、今後、国の地方交付税率の引上げなどによる抜本的な見直しが急務です。

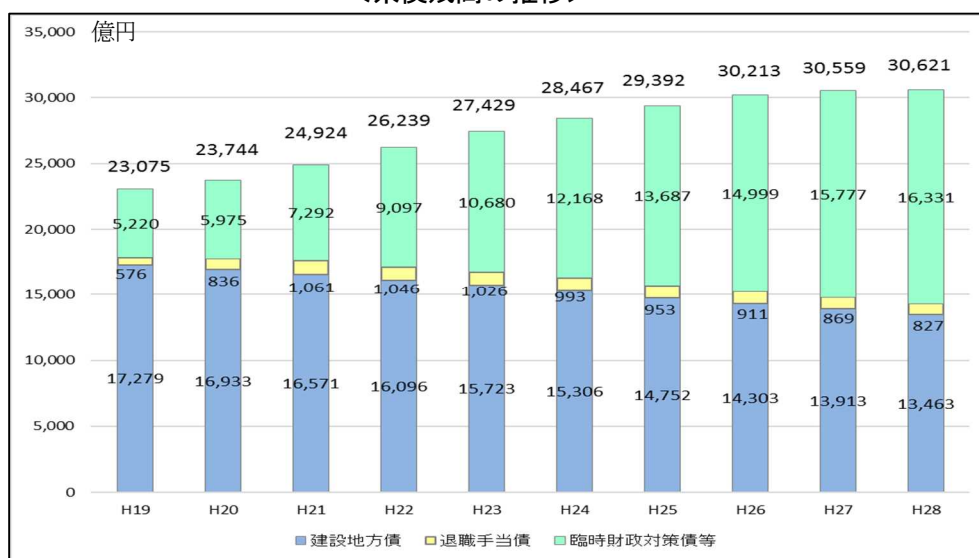
今後は、老朽化した公共施設等の長寿命化対策や、本県の発展に資する社会資本整備への対応も重要であり、世代間の負担の公平の観点からも、建設地方債を効果的に活用していく必要があります。

＜県債発行額の推移＞



※ 決算額

＜県債残高の推移＞



※ 決算額

(3) 老朽化が進む県有施設への対応

高度経済成長期の急速な人口の増加に伴い、昭和30年代の後半から様々な行政ニーズに対応するため、道路や橋りょう、行政庁舎などの多くの公共施設等が整備されましたが、今後、これらの施設が一斉に更新（建替え）や大規模改修の時期を迎えることとなります。

特に、建築後30年を経過した庁舎・学校等県有建物が7割近くを占めており、平成28年2月に策定した「千葉県公共施設等総合管理計画」では、総量を維持したまま建築後80年まで長寿命化を図ることなどを想定した場合、単純平均で年約283億円が必要になると見込まれ、財政の健全性の確保等の観点からも、財政負担の軽減や平準化を図っていくことが求められています。

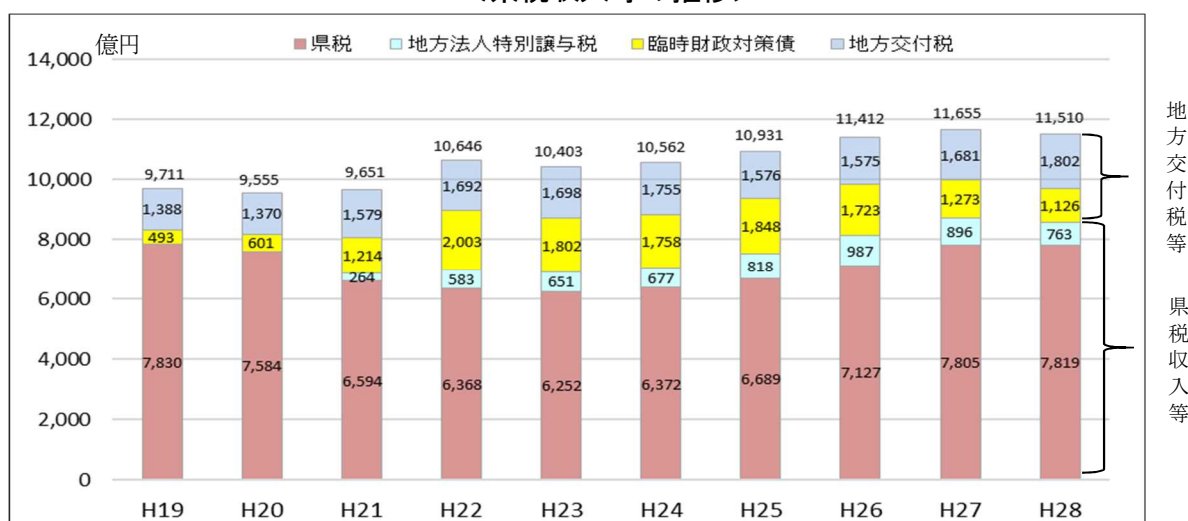
2 歳入の状況

景気が回復基調にある中、県税収入等については、近年、緩やかな増加傾向が続いていましたが、平成28年度においては、地方法人特別譲与税⁶を含む実質的な県税収入は前年度を下回っており、今後の景気動向や税制改正、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少による影響など、その先行きには不透明さが残る状況です。

また、地方交付税制度をめぐる国の議論についても予断を許さない状況であり、今後、歳入全体の大幅な伸びは期待できません。

こうした中、県民サービスの充実を図っていくためには、更なる財源確保に取り組まなくてはなりません。

＜県税収入等の推移＞



※ 決算額（地方交付税は震災復興関係の特別交付税を除いた額）

⁶ 地方税収の偏在と地方間の財政力格差を是正するため、地方税である法人事業税の一部を国税化した上で、都道府県に再配分するもの。

II 行政改革計画

1 今後の方向性等

(1) 改革の視点・基本的方向性

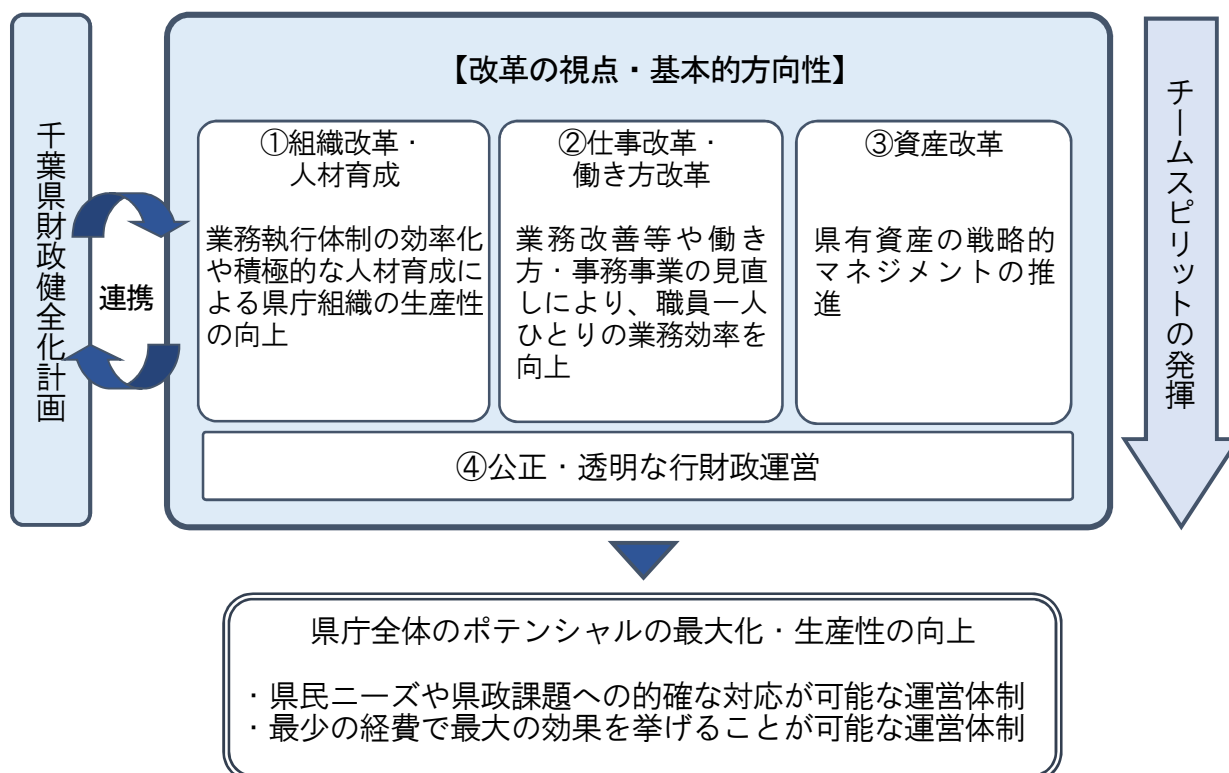
以下の4つの「改革の視点・基本的方向性」に基づき、取組を進めてまいります。

具体的には、業務執行体制の効率化や積極的な人材育成に取り組む「①組織改革・人材育成」、業務改善や事務事業の見直し等により、職員一人ひとりの業務効率の向上に取り組む「②仕事改革・働き方改革」、県有資産の老朽化対策をはじめ、資産の戦略的マネジメントの推進に取り組む「③資産改革」を3つの柱に据え、①、②、③の全てに共通する視点として「④公正・透明な行財政運営」を掲げます。

特に、人口減少や少子高齢化が進む中、国において「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月)⁷を策定し、働き方改革を進めているところであり、本計画においても、多様な人材が意欲・能力を最大限に発揮しつつ、効率的に業務を遂行できるような環境や体制の整備をめざした取組を一層進めてまいります。

計画の実行に当たっては、財政健全化計画と連携するとともに、チームスピリットを発揮し、職員一丸となって取り組んでまいります。

また、計画の内容について県民の皆様に御理解いただけるよう周知に努めます。



⁷ あらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型の社会を目指すため、平成28年6月2日に閣議決定された国の成長戦略。働き方改革のほか、子育て・介護の環境整備などの取組が盛り込まれた。

- (2) 目 標 県庁全体のポテンシャルの最大化・生産性の向上に向けて
- ・県民ニーズや県政課題への的確な対応が可能な運営体制
 - ・最少の経費で最大の効果を挙げることが可能な運営体制を構築します。

- (3) 計画期間 平成 29 年度から平成 32 年度までとします。

※毎年度の進捗管理とともに、2年後を目途に取組状況についての中間評価を行います。

(4) 計画の体系

① 組織改革・人材育成	
ア 組織・機構改革	… (ア) 本庁組織・出先機関等の見直し (イ) 地方独立行政法人制度の導入検討 (ウ) 審議会等の附属機関の見直し
イ 職員数・総人件費の適正化	… (ア) 適正な定員管理等の推進 (イ) 給与水準の適正化
ウ 職員の活躍と人材育成の推進	… (ア) 女性職員の更なる活躍の推進、再任用職員の能力・経験の活用、障害者の雇用促進等 (イ) 職員の能力開発の推進 (ウ) 管理職・班長等のマネジメント力の向上 (エ) 職員の意欲や能力を引き出す人事システムの着実な運用
エ 公営企業改革	… (ア) 企業土地管理局 (イ) 水道局 (ウ) 病院局
オ 公社等外郭団体改革	… (ア) 公社等外郭団体の自立型経営の推進
② 仕事改革・働き方改革	
ア 業務改善・働き方の見直し	… (ア) 事務事業の定期的な見直し、業務改善の推進 (イ) ICT の有効活用等による事務処理の効率化・情報セキュリティ対策の強化 (ウ) より効率的かつ柔軟な働き方の推進 (エ) 業務継続マネジメントの推進 (オ) 職員のメンタルヘルス対策の推進
イ 県の役割の再構築	… (ア) 地方分権改革の推進 (イ) 市町村の自主性・自立性向上の支援 (ウ) 更なる民間活力の導入の推進 (エ) 規制改革の推進
ウ 多様な主体との連携・協働	… (ア) 自助・共助・公助の連携 (イ) 県内市町村との業務連携の推進
③ 資産改革	
ア 公共施設等の総合的・戦略的なマネジメント	… (ア) 社会基盤施設の長寿命化・安全確保と維持更新コストの軽減・平準化 (イ) 庁舎・学校等県有建物の長寿命化・安全確保、維持管理コストの低減と総量の適正化 (ウ) 公の施設の見直し方針に基づく適正化と指定管理者制度の運用改善
イ 資産の処分促進・有効活用	… (ア) 売却可能資産の処分促進 (イ) 県有資産の有効活用 (ウ) 県有資産を活用した再生可能エネルギー事業の推進
ウ 債権管理の適正化	… (ア) 税外債権の管理体制の強化 (イ) 債権管理回収業務の民間委託の推進
④ 公正・透明な行財政運営	
ア ガバナンスの強化	… (ア) コンプライアンスの徹底 (イ) 内部牽制機能の確保 (ウ) 新たな内部統制体制の整備
イ 県政情報の透明性の向上	… (ア) 情報公開の推進と適正文書管理 (イ) わかりやすい財政情報の提供

2 取組事項

① 組織改革・人材育成

ア 組織・機構改革

人的・財政的な資源に限られる中で、県政運営において最大限の効果を発揮するために、行政需要や必要な業務内容・業務量等を見極めつつ、効率的かつ効果的な組織づくりを進めます。

【主な取組項目】

(ア) 本庁組織・出先機関等の見直し (総務部)

- ・業務の集約化・効率化を進め、より簡素で効率的な組織体制を構築していきます。
- ・新たな行政課題への的確な対応、市町村の自主性・自立性の向上や連携強化等、総合計画を着実に推進する上で必要な組織体制について検討し、適宜、見直しを行います。
- ・人口減少・人口構造の変化を見据え、県民ニーズとの合致性、市町村・民間との役割分担、災害対策上求められる役割等、様々な観点から検証を行い、ICT⁸の有効活用等による事務処理の効率化や県民の利便性の維持・向上にも十分留意しながら、組織のあり方や管轄区域、施設の適正な配置や規模等について検討します。なお、この際、特に「千葉県県有建物長寿命化計画」との整合に留意します。

(イ) 地方独立行政法人⁹制度の導入検討 (総務部/各部局)

保健医療大学や病院などの機関について、引き続き、他自治体の事例なども参考にしながら、導入のメリット・デメリットの精査や検討を進めます。

(ウ) 審議会等の附属機関の見直し(関連指針：「附属機関の設置及び運営等に関する指針」(平成15年5月策定、平成26年3月一部改正)) (総務部)

「附属機関の設置及び運営等に関する指針」を踏まえて、平成25年6月に千葉県行政組織条例を改正し、附属機関の見直しを行ったところであり、引き続き、設置目的、開催状況、委員構成等を確認しながら、同指針を踏まえた適正な運用に努めます。

イ 職員数・総人件費の適正化

今後も厳しい財政状況が見込まれることから、義務的経費のうち大きな部分を占める総人件費の更なる適正化が必要です。その一方で、必要な労働力を確保し、行政サービスの水準を維持しつつ、多様化する県民ニーズに柔軟かつ的確に対応していくことが求められます。

⁸ Information and Communication Technology (情報通信技術) の略

⁹ 公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事業等で、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要はないが、民間に委ねた場合には実施されないおそれがあるものを行わせるために地方公共団体が設立する法人。

そこで、今後も職員数の適正管理に取り組むとともに、様々な任用・勤務形態の職員の最適配置を通じて、組織全体の業務処理能力の最大化を図ります。

また、引き続き給与水準の適正化に取り組めます。

【主な取組項目】

(ア) 適正な定員管理等の推進 (総務部)

- ・業務ごとの必要性等を精査しながら職員数の適正化を図るとともに、人事評価制度を活用し、より適正なポスト管理にも取り組めます。
- ・行政需要の変化や、それに伴う業務内容・業務量の変化に柔軟に対応できるよう、様々な任用・勤務形態の職員（会計年度任用職員¹⁰を含む）の最適配置を行い、組織全体の業務処理能力を最大限引き出します。

(イ) 給与水準の適正化 (総務部)

民間給与水準並びに国及び他団体の状況等を踏まえた給与水準の適正化を図ります。

ウ 職員の活躍と人材育成の推進

行政サービスの水準を維持しつつ、多様化する県民ニーズに柔軟かつ的確に答えていくため、一人ひとりの職員が意欲や能力を発揮しながら活躍し、かつ個々の力が組織の力に効果的に結び付き、全体の生産性向上につながる仕組みを整備・運用し、人材育成を進めます。

【主な取組項目】

(ア) 女性職員の更なる活躍の推進、再任用職員の能力・経験の活用、障害者の雇用促進等 (関連計画：「千葉県女性職員活躍推進プラン」（平成28年4月策定・計画期間 平成28～32年度）） (総務部)

- ・「千葉県女性職員活躍推進プラン」に基づき、女性職員の採用、登用、職域拡大の取組を進めます。また、子育てなどのライフステージに応じた働きやすい職場環境づくりを進め、職員本人の希望に十分配慮し、女性も男性もワークライフバランスが実現できるよう努めます。
- ・再任用職員の知識・技術・経験を活かし、若手職員へのノウハウの継承等を行うとともに、能力を最大限発揮できるよう、管理職・班長等への任用などの職域拡大を検討していきます。

¹⁰ 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、地方公務員の改正により、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化することや、地方自治法の改正により期末手当を支給することなどが定められた。（平成32年4月1日施行）

- ・障害のある職員が働きやすい職場環境の整備や職域の開拓を進めるとともに、障害者雇用促進法改正の趣旨を踏まえた雇用促進に取り組みます。
- ・行政需要の多様化等に対応するため、年度の範囲内で任用することとなる一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員制度」が平成 32 年度に導入されることを踏まえ、勤務形態の異なる人的資源の最適な配置により、効果的・効率的な行政サービスの提供を行います。

(イ) 職員の能力開発の推進（関連計画：「千葉県人財開発基本方針」（平成 18 年 4 月策定・平成 28 年 4 月改訂））

(a) 研修の充実・強化（総務部）

研修事業の評価や効果測定を実施し、その結果を次年度の研修に反映させるなど、効果的な研修となるよう、絶えず研修体系と内容を見直します。

(b) OJT¹¹の推進（総務部）

OJTによる若手職員等へのノウハウ継承を円滑に進められるよう、職場でのOJTマニュアル（基本編・実践編）の活用を図るとともに、組織マネジメント能力の向上やOJTの活性化・定着化を図るための研修を実施します。

(c) 派遣研修による人事交流（総務部）

国の省庁、地方公共団体、民間企業など他団体との人事交流を実施し、高度化する行政課題に対応できる人材を育成します。

(ウ) 管理職・班長等のマネジメント力の向上（総務部）

- ・職務別研修やパワーアップ研修（受講を希望する全職員対象）において、マネジメント力向上を図るための研修を実施します。
- ・平成28年度から導入した新たな人事評価制度において、管理職・班長等の標準職務遂行能力を適正に評価することにより、マネジメント力の一層の向上を図ります。

(エ) 職員の意欲や能力を引き出す人事システムの着実な運用（関連計画：「千葉県人財開発基本方針」（平成 18 年 4 月策定・平成 28 年 4 月改訂））

(a) 人事評価制度の適正な運用（総務部）

平成28年度から新たな人事評価制度を導入し、評価結果を平成29年度から任用、給与（非管理職は平成30年度から）、分限、人材育成に活用を図ることとし、これらの運用を着実に実施することにより、より高い能力を持った人材育成、組織全体の士気高揚、公務能率の向上を図り、住民サービスの向上につなげます。

また、制度の適正な運用に向けて、職員への周知に努めるとともに、評価者に対する研修を実施します。

¹¹ On-the-Job Training の略。日常の業務に就きながら行われる教育訓練。

(b) 複線型人事管理¹²の推進 (総務部)

特定の分野や部局、業務におけるスペシャリストを希望する職員について積極的な登用を図るとともに、様々な行政分野において高い能力を発揮できるよう、ジョブローテーション等を通じたゼネラリストの育成を図ります。

(c) 自己選択型人事制度¹³の更なる活用 (総務部)

「庁内公募制度」について、引き続き、積極的に制度の周知に努めるとともに、更なる活用を促進します。

エ 公営企業改革

地方公営企業については、企業としての経済性を発揮しながら、本来の目的である公共の福祉の増進につながるよう運営する必要があります。

経営をめぐる社会経済情勢が様々に変化する中であっても、それぞれの事業目的を踏まえ、健全な経営と安定したサービス提供に努めるとともに、組織の将来的なあり方の検討を進めます。

【主な取組項目】

(ア) 企業土地管理局 (総務部/企業土地管理局)

保有土地の処分を積極的に進めるとともに、貸付土地の管理を適切に行います。

また、平成 31 年度以降の組織については、未処分土地・貸付土地の状況、業務の内容、業務量（人員）、業務遂行上求められる迅速性・柔軟性の程度等を総合的に勘案しながら、そのあり方を決定します。

(イ) 水道局（関連計画：「千葉県営水道事業中期経営計画」（平成 28 年 3 月策定・計画期間 平成 28～32 年度）、「千葉県工業用水道事業中期経営計画」（平成 24 年 12 月策定・計画期間 平成 25～29 年度）） (水道局)

- ・水道事業については、中期経営計画の基本目標である①「強靱」な水道の構築、②「安全」な水の供給、③お客様からの「信頼」の確保の達成に向けて、技術の継承のための実践的な研修の実施や計画的な人材確保、情報化の推進等に努め、人材面・業務能率・経営面の運営基盤の強化を図ります。

¹² スタッフ職や専門職をライン職(部長、課長、係長等、指揮命令系統に属する職)と並ぶキャリアパス(職務経歴)として位置付けた上で、職員の適正や能力に応じて活用する人事管理のこと。

¹³ 仕事に対する意欲と働きがいを喚起するとともに、組織の活性化や適材適所の人事配置の実現を図るため、あらかじめ提示された公募業務への応募や、自ら希望する業務を自由に選択して応募することができる「庁内公募制度」を実施している。

- ・工業用水道事業については、平成 27 年度に策定した「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画(平成 30～69 年度)」を具体化する取組を盛り込んだ次期中期経営計画（平成 30～34 年度）を策定し、安定給水と健全経営の確保を図ります。

(ウ) 病院局（関連計画：「千葉県立病院新改革プラン」（平成 29 年 6 月策定・計画期間 平成 29～32 年度））（病院局）

現在の経営形態を基本に、経常収支の黒字化を目指して、経営の効率化に努めるとともに、将来的には地方独立行政法人への移行も視野に入れて、経営形態について検討していきます。

オ 公社等外郭団体改革

県が関与する公社等外郭団体¹⁴については、県依存型から自立型への転換を基本として策定した改革方針等に基づいて、引き続き関与の縮小や経営改善等に取り組みます。

また、各団体の経営状況等を把握して県民にわかりやすく公開しながら、更なる改革を進めていきます。

【主な取組項目】

(ア) 公社等外郭団体の自立型経営の推進（関連方針：「公社等外郭団体の改革方針」（平成 28 年 4 月策定））（総務部）

- ・「公社等外郭団体の改革方針」に基づいて、団体ごとに民営化、縮小、関与縮小、経営改善等の改革を進めます。
- ・団体の経営状況を把握し、指導や助言、継続的な評価による適正管理を行うとともに、県民に分かりやすく公表します。
- ・県からの財政支出や人的支援の削減に継続して取り組みます。

¹⁴ 県が資本金等を出資又は出捐している法人で、その割合が 25%以上の法人、又は 25%未満であっても、公社等運営協議会に加盟している法人やその他特に指導を要すると認める法人。

② 仕事改革・働き方改革

ア 業務改善・働き方の見直し

人的資源が限定される中で、多様化する県民ニーズに的確に応えていくため、業務の内容や進め方の見直し、ICTの有効活用等を通じた業務改善・効率化を図ります。

また、時間外勤務の縮減に向けた取組を進めるとともに、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の導入の検討等を進めます。

【主な取組項目】

(ア) 事務事業の定期的な見直し、業務改善の推進

(a) 事務事業の見直し (総務部)

予算編成過程や組織・定員の見直しの機会を通じ、事務事業の見直しを行うとともに、業務の効率化やコスト削減等に取り組みます。

(b) 全庁的な業務改善運動等の推進 (総務部)

会議運営の合理化や資料作成の負担軽減など全庁的な業務改善の取組を促すことにより、職員の事務改善やコストに対する意識を醸成し、業務の効率化につなげるとともに、部局間の情報共有や連携を図りながら、適切に対応していきます。

(c) 入札・契約制度の改善 (総務部/県土整備部)

- ・委託業務の適正な履行の確保及びダンプの防止等を図るため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を積極的に活用します。
- ・建設工事の入札制度について、現行制度の恒常的な検証を行うとともに、社会・経済情勢を見極めながら、地元企業の育成にも配慮しつつ、制度の改善を推進していきます。

(イ) ICTの有効活用等による事務処理の効率化・情報セキュリティ対策の強化

(a) 基幹業務システムの安定稼働 (総務部)

財務情報システム、給与システム等の基幹業務システムの安定稼働と利便性の向上に努め、業務の効率化を推進します。

(b) 情報セキュリティ対策の強化 (総務部)

事務処理に欠くことのできない業務システムを、複雑・巧妙化するサイバー攻撃などの脅威から防御するため、情報セキュリティ対策について、技術的及び人的両面で一層の強化に取り組みます。

(c) マイナンバー制度¹⁵の活用による業務の効率化・県民利便性の向上 (総合企画部)

行政の効率化及び県民の利便性向上を図るため、マイナンバーを活用するとともに、

¹⁵ 住民票を有する全ての方が持つ1人にひとつの番号で、社会保障、税、災害対策の分野でこの番号を使用することにより、機関を跨いで情報をやりとりする際に同じ人の情報の特定や確認が確実かつ迅速にできる。行政の効率化、国民の利便性の向上を図り、公平・公正な社会を実現するための制度

適宜、必要な事務（独自利用事務）を条例に追加し、利用事務の拡大を図ります。

(d) モバイル端末¹⁶を活用した業務改善（総務部）

モバイル端末を出張先での相談業務や検査業務等で活用することにより、行政サービスの向上や業務の効率化等を図ります。

(ウ) より効率的かつ柔軟な働き方の推進

(a) 時間外勤務の縮減（関連指針：総労働時間の短縮に関する指針」（平成15年4月1日適用）
（総務部）

ノー残業デー強化月間の実施等による時間外勤務縮減の取組を継続し、職員の健康保持と公務能率向上に努めます。

(b) フレックスタイム及びテレワークの導入に向けた検討（総務部）

時間や場所にとらわれない働き方を可能とするため、フレックスタイム制¹⁷やサテライトオフィス¹⁸などテレワーク¹⁹の導入に向けた検討を行います。

(エ) 業務継続マネジメント²⁰の推進（関係計画：「千葉県業務継続計画（震災編）-本庁の部-」（平成22年5月策定、平成29年3月改訂）、「千葉県業務継続計画（新型インフルエンザ編）」（平成26年1月策定）、「千葉県業務継続計画（震災編）-出先機関の部-」（平成27年3月策定）（防災危機管理部）

災害発生時等に、応急・復旧業務の迅速な遂行や重要業務を継続するために策定した千葉県業務継続計画（震災編・新型インフルエンザ編）について、実効性の一層の確保に努めます。

(オ) 職員のメンタルヘルス対策の推進（総務部）

ストレスチェック制度の実施によるメンタルヘルス不調の未然防止に努めます。

また、職員にメンタル疾患が生じた場合の相談支援や、退職した職員への復職支援を引き続き推進します。

イ 県の役割の再構築

地方分権の進展、公共サービスの担い手の多様化、市民活動団体等による社会貢献活動の高まり等、時代の変化に対応しながら、効率的・効果的な行政運営を行うためには、県の自主性と自立性を一層高めるとともに、公共サービスの担い手としての県の

¹⁶ 小型ノートパソコン・スマートフォン・タブレット型端末など、小型軽量で持ち運びができる情報端末装置のこと。

¹⁷ 労働者が、一定の定められた時間帯の中で、始業・就業の時刻を自由に決定することができる制度。

¹⁸ 所属するオフィス以外の施設等を就業のためのオフィスとして設置するテレワークの一類型。

¹⁹ ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

²⁰ 災害時に行政自らも被災し、制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順等をあらかじめ定める計画のことを「業務継続計画」といい、計画の策定も含め、日常において準備・訓練する一連の活動を「業務継続マネジメント」という。

役割を再構築していく必要があります。

そのため、今後も地方分権の推進に取り組み、広域にわたる事務や市町村との連絡調整といった本来の役割をしっかりと果たすとともに、市町村との役割分担や連携、民間活力の導入等に積極的に取り組みます。

【主な取組項目】

(ア) 地方分権改革の推進 (総合企画部)

全国知事会等と連携し、様々な機会を捉えて国への働きかけを行います。

また、地方の発意に基づき改革を推進する「提案募集方式」について、引き続き、地域の課題を解決するために国に対して提案を行います。

(イ) 市町村の自主性・自立性向上の支援 (総務部/関係部局)

権限移譲を円滑かつ速やかに進めるため、市町村の意向を踏まえた個別支援や情報提供に努めるとともに、移譲後のフォローアップを行います。

(ウ) 更なる民間活力の導入の推進 (総務部/関係部局)

業務委託や指定管理者制度の推進など、引き続き民間の力を積極的に活用するとともに、コンセッション方式²¹や公共施設のオープン・リノベーション²²など、県民サービスの向上や地域活性化に資する新たなPPP²³/PFI²⁴手法について、他自治体の事例等を参考にしながら検討を進めます。

また、県や市町村が保有する行政情報のオープンデータ²⁵化を推進し、民間事業者等との協働による公共サービスの実現や新ビジネスの創出を促進します。

(エ) 規制改革の推進 (関連方針：「規制改革に関する基本方針」(平成24年1月策定)) (総務部/総合企画部)

「規制改革に関する基本方針」に基づき、県が設ける規制について、必要性等を適宜、見直します。また、国が設ける規制について、見直しが見込まれるものは機会を捉え、国家戦略特区提案をするなど改善を求めます。

ウ 多様な主体との連携・協働

県、県民、市町村、企業、市民活動団体等、県内の多様な主体がそれぞれの「強み」や

²¹ 利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共主体が有したまま運営権を民間事業者を設定する方式

²² ネーミングライツ(命名権)による収益化やクリエイター等のアイデアを活用し、公共施設を新たな公共空間として市民等に開放する等の取組のこと。

²³ Public Private Partnership の略。官と民が連携して公共施設の整備等を行う様々な手法の総称

²⁴ Public Finance Initiative の略。PFI法に基づき、公共施設等の整備等の全部または一部を民間の資金、経営上のノウハウ及び技術的能力を活用して一体的に行う手法のこと。

²⁵ 政府や自治体等が保有する公共データが、国民や企業等に利活用されやすいように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で公開されること、または、そのように公開されたデータのこと。

「特性」を活かして相互に連携することで、公共サービスの水準の向上やコストの削減、地域における課題解決能力の向上などにつながることから、多様な主体が連携、協働するための調整機能を発揮するとともに、県内市町村との業務連携の推進などに取り組んでいきます。

【主な取組項目】

(ア) 自助・共助・公助の連携

(a) 地域の様々な主体との連携 (関係部局)

市町村や地縁団体、市民活動団体、企業等の多様な主体が連携・協働し、課題解決に取り組むことのできる環境づくりを推進します。

- ・市民活動団体との協働
- ・シニア世代の地域活動の担い手育成
- ・道路・河川海岸アダプトプログラム²⁶の推進
- ・商業者との地域貢献に係る包括協定の推進

(b) 地域防災力の向上 (防災危機管理部)

様々なメディアと機会を活用して県民の防災意識の向上を図るとともに、市町村への財政支援などを通じて、自助・共助の取組を推進します。

(イ) 県内市町村との業務連携の推進

(a) 住民税の徴収率向上への取組 (総務部)

市町村に対する徴収支援及び千葉県滞納整理推進機構を活用した税務診断や共同滞納整理等の施策を進めるとともに、中長期的な市町村に対する支援及び連携のあり方について検討します。

(b) 企業誘致の推進に向けた取組 (商工労働部)

工業用地確保に向けた民間遊休地の情報共有、企業立地補助金制度の活用促進、空き公共施設等を利用した企業誘致等について、市町村と連携して取り組みます。

²⁶ アダプト (ADOPT) とは「養子にする」の意味。道路や河川など一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動 (清掃) を行い、行政がこれを支援する制度。

③ 資産改革

ア 公共施設等の総合的・戦略的なマネジメント

県が保有する橋梁・河川施設等の社会基盤施設や庁舎・学校等県有建物は、高度成長期に集中して整備されており、今後、大規模改修や更新のための費用の増加が見込まれています。

今後、老朽化の進む資産の将来における維持更新費を抑制・平準化し、持続可能な行財政運営を確保するため、平成 28 年 2 月に策定した「千葉県公共施設等総合管理計画」等に基づき、社会基盤施設の予防保全による長寿命化・安全確保に取り組むとともに、庁舎・学校等県有建物の再整備を経営的な視点から戦略的に進めていきます。

また、「公の施設²⁷の見直し方針」に基づき、引き続き、公の施設のあり方の見直し等を行います。

【主な取組項目】（関連計画：「千葉県公共施設等総合管理計画」（平成 28 年 2 月策定・計画期間 平成 28～57 年度））

（ア）社会基盤施設の長寿命化・安全確保と維持更新コストの軽減・平準化（総務部/関係部局）

社会基盤施設について、施設類型ごとの長寿命化計画等に基づく予防保全の実施等により、施設の安全性、信頼性の確保や維持・更新費の軽減・平準化を図ります。

（イ）庁舎・学校等県有建物の長寿命化・安全確保、維持管理コストの低減と総量の適正化（総務部）

- ・「千葉県県有建物長寿命化計画」を策定し、厳しい財政状況の見通し等を踏まえ、施設の利用状況や行政ニーズの変化、県民の利便性の向上等を考慮し、施設の集約化を積極的に行うなど、庁舎・学校等県有建物の総量の適正化を進めながら、これまでの事後保全対応から、計画保全への切り替えを行う長寿命化対策を計画的に推進します。
- ・長寿命化対策に際しては、県民の安全・安心を確保するため、耐震性能やバリアフリー化への対応、災害時に求められる機能や役割等を踏まえることとします。
- ・庁舎・学校等県有建物の維持管理コストについて、省エネルギーの推進により、低減を図ります。

²⁷ 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、普通地方公共団体が設ける施設（地方自治法第 244 条第 1 項）

(ウ) 公の施設の見直し方針に基づく適正化と指定管理者制度²⁸の運用改善

**(a) 公の施設の見直し（関連方針等：「公の施設の見直し方針」（平成 28 年 7 月策定））
（総務部）**

個々の施設の状況を踏まえて策定した「公の施設の見直し方針」に基づいて、毎年度適切な進捗管理を行いながら、施設のあり方や内容の検討、管理手法や有効活用等の検討を進めます。また、その際、「千葉県公共施設等総合管理計画」に掲げた施設の集約化・複合化、転用、廃止、民間・市町村等への移譲などを検討し、施設総量の適正化を図ります。

**(b) 指定管理者制度の運用改善（関連方針等：「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」（平成 29 年 3 月改訂））
（総務部）**

運用上の課題の把握に努めるとともに、必要に応じてガイドラインの見直しを行い、制度の運用改善を図ります。

イ 資産の処分促進・有効活用

県有資産の管理の適正化や財源確保の観点から、行政財産又は事業用資産としての役割を終えた売却可能な資産の処分を促進するとともに、県有資産の有効活用による収入確保等に取り組んでいきます。

【主な取組項目】

(ア) 売却可能資産の処分促進（総務部）

引き続き、売却可能な未利用県有地の処分を促進するとともに、処分が困難な県有地や懸案物件等についても売却等に向けた取組を継続し、財産管理の適正化を図ります。

(イ) 県有資産の有効活用

**(a) 県有資産を活用した収入の確保（関連方針等：「飲料用自動販売機設置事業者の公募に係る基本方針」（平成 26 年 1 月策定））
（総務部/関係部局）**

「飲料用自動販売機設置事業者の公募に係る基本方針」に基づく県有施設への自動販売機の設置や、県資産を利用した広告掲載等により、収入の確保に取り組みます。

²⁸ 公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする制度。管理委託と異なり、指定管理者は、施設の利用者に対し、行政処分に該当する施設の使用許可を行うことができる。

(b) 知的財産（無形資産）²⁹等の有効活用・適正管理（関係部局）

県が保有する知的財産については、有効活用に向けた取組を進めるとともに、将来性や費用対効果を考慮しながらの整理等も検討していきます。

(ウ) 県有資産を活用した再生可能エネルギー³⁰事業の推進（環境生活部/関係部局）

県有資産の有効利用と環境負荷の低減を図るため、引き続き再生可能エネルギー事業を推進します。

ウ 債権管理の適正化

貸付金、使用料、負担金など県が有する税外債権については、依然として滞納による多額の収入未済が発生しています。

引き続き、税外債権の管理の徹底や回収の強化などを行い、収入未済の縮減に向けた全庁的な取組を推進します。

【主な取組項目】

(ア) 税外債権の管理体制の強化（関連方針等：「債権管理適正化の手引」（平成20年11月策定）、「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針」（平成24年1月策定）、「徴収困難な債権に関する基本的な考え方（通知）」（平成28年10月14日付））（総務部）
税外債権の管理・回収業務を効率的かつ効果的に行うため、進行管理（徴収困難と認められる債権の放棄も含む。）の徹底、職員向けの手引の改定、税務当局との連携等に取り組み、収入未済の縮減に努めます。

(イ) 債権管理回収業務の民間委託の推進（総務部）

サービサー³¹や弁護士への委託など、費用対効果を勘案しつつ民間委託を推進することで、効率的かつ効果的な債権管理を行います。

²⁹ 人間の知的活動によって生み出された財産的な価値を持つアイデアや創作物などを総称して「知的財産」と呼び、特許権や実用新案権など、法律で規定された権利や法律上保護される利益に係る権利を「知的財産権」という。

³⁰ 「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」とされており、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをその範囲とする。

³¹ 金融機関等から委託を受け又は譲り受けて、特定金銭債権の管理回収を行う法務大臣の許可を得た民間の債権管理回収専門業者

④ 公正・透明な行財政運営

ア ガバナンスの強化

県民から信頼される県庁を目指して、適正な事務処理の確保や職員のコンプライアンス（法令・規範の遵守）の徹底、不祥事の発生を未然に防ぐ内部牽制機能の確保に取り組みます。

また、地方自治法の一部改正を受け、内部統制（行政サービス上のリスクを評価・コントロールして事務の適正な執行を確保する体制）に関する方針を新たに策定するとともに、必要な内部統制体制を整備します。

【主な取組項目】

(ア) **コンプライアンスの徹底**（関連計画：「千葉県コンプライアンス基本指針」（平成 22 年 3 月制定））

(a) **コンプライアンス推進計画の策定・実施**（総務部）

- ・「千葉県コンプライアンス基本指針」に基づき、毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、推進事業の計画的な実施に取り組みます。
- ・各所属や部局におけるリスクマネジメントやコンプライアンスの徹底の取組を、OJTを活用して強化するとともに、これらの取組の全庁的な共有を進めます。

(b) **研修におけるコンプライアンス意識の向上**（総務部/関係部局）

- ・職務別の研修において、コンプライアンスの「知識」だけでなく「日常業務における意識付け」を徹底します。
- ・物品契約・財務会計事務担当者や建設工事等の入札・契約事務担当者研修などにおいて、コンプライアンスに関するカリキュラムを充実強化します。

(イ) **内部牽制機能の確保**

(a) **特別監察の実施**（総務部）

経理に関する特別監察については、全ての科目を対象とした抜き打ちによる効率的・効果的な監察を実施し、内部牽制機能を確保します。

(b) **行政監察の実施**（総務部）

各所属における業務の効率的かつ適正な執行体制の確立に向けて、事務誤りの未然防止や事務マネジメント状況等、経理事務以外の事項をテーマとして行政監察を実施します。

(c) **会計検査の的確な実施**（出納局）

本庁・出先の全機関を対象とした実地検査の結果を分析した上で、検査項目の重点化等、より効果的な検査方法を確立・実施していきます。

(d) **物品調達・物品管理の適正な実施**（総務部/関係部局）

- ・知事部局等の各所属で使用する物品の調達について、集中調達機関において、一括して共通消耗品の単価契約を実施するほか、一定額以上の物品の契約の相手方の決定を行います。
- ・公営企業等においても同様の取組を実施します。

(e) 内部通報への的確な対応 (総務部)

内部通報制度の周知徹底を図るとともに、通報事案の調査の実施結果について、外部有識者により検証を行い、内部牽制機能を確保します。

(ウ) 新たな内部統制体制の整備 (総務部)

- ・地方自治法の一部改正を受け、平成32年4月施行までの間に内部統制に関する基本方針を策定します。
- ・これまでのコンプライアンス推進体制を活用しながら、新たに全庁的な内部統制体制を整備することにより、適正な事務の執行の確保を図ります。

イ 県政情報の透明性の向上

県政に対する県民の理解と参加を促進するため、県政情報の積極的な公表と透明性の向上に取り組みます。

特に、県政運営の基盤となる財政の情報については複雑かつ専門性が高いことから、わかりやすい形での公表に努めます。

【主な取組項目】

(ア) 情報公開の推進と適正な文書管理

(a) 情報公開の推進 (総務部)

県民への説明責任を果たすとともに、県政の公正な運営の確保等のため、県が保有する情報の一層の公開を促進し、情報公開制度の適正な運用を図ります。

(b) 適正な文書管理 (総務部)

県政に関する情報等を、広く県民に提供する責任が果たされるよう、電磁的記録を含む行政文書の適正な管理、歴史公文書の適切な保存等に努めます。

(イ) わかりやすい財政情報の提供 (総務部)

予算書・決算書、財政指標、財政改革の取組、県債の発行等の各種財政情報について、県民の視点に立って、わかりやすい資料を公表します。

Ⅲ 財政健全化計画

1 今後の方向性

県では、数次にわたり、財政健全化に関する計画等に基づいて、歳入歳出両面にわたる取組を進めてきました。

直近の平成 25 年度から平成 28 年度までは、「千葉県財政健全化計画（H25～H28）」に基づき、「持続可能な財政構造の確立」の実現に向け、「自主財源の確保」や「歳出の見直し」など、財政健全化の取組を進めてきた結果、一定の成果をあげることができました。

一方で、今後の財政の見通しについては、県税や地方交付税などの歳入の大幅な伸びが期待できない中、高齢化の進展による社会保障費の増など、今後も義務的経費が増加傾向にあることに加え、老朽化が進む県有施設への対応が必要となるなど、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

このような厳しい財政状況にあっても、社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、多様な県民ニーズを踏まえた施策を展開していくためには、持続可能な財政構造を確立していく必要があります。

このため、今後は、「持続可能な財政構造の確立」の実現に向けて、事務事業の見直しや県税収入等の自主財源の確保に引き続き取り組むとともに、中長期的に安定的な財政運営を行うため、更なる基金の積立・確保に努めます。

また、将来の財政需要を見据え、県有施設の老朽化に的確に対応するため、維持更新費用の抑制や施設総量の適正化などの資産マネジメントを推進するとともに、県民サービスの向上や本県の更なる発展に資する社会資本の整備を進めるため、将来負担にも留意し、県債残高を適切に管理しながら、建設地方債を効果的に活用していきます。

さらに、健全で自立した財政運営を行うため、今後とも、健全化判断比率³²等に留意した財政運営に取り組むとともに、地方財政計画における一般財源の総額確保や地方交付税率の引上げによる地方交付税の確保・臨時財政対策債の廃止等について、引き続き、国に要望します。

³² 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、算定・公表が義務付けられている。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのもので、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの指標の総称。

2 財政健全化の取組

(1) 計画の基本方針

「持続可能な財政構造の確立に向けて」

(2) 計画期間

平成 29 年度から平成 32 年度まで (4 年間)

(3) 取組事項

① 事務事業の見直し

厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、新たな県民ニーズにも的確に対応していくため、既存の事務事業について、事業そのものの必要性や事業手法の妥当性、費用対効果等を検証し、県民生活への影響にも十分配慮しながら、引き続き、見直しを進めます。

② 県税収入等の自主財源の確保

広域的な交流基盤の充実など、本県の優位性を更に磨き上げていくとともに最大限活用して、千葉の未来を支える産業の振興や戦略的な企業誘致の推進、観光の振興などの施策を積極的に展開することにより、今後の税収増を図ります。

本県の県税収入の徴収率は、全国的にみると低い状況にあることから、徴収対策の充実・強化を図るとともに、法人県民税法人税割の超過課税を引き続き実施します。

このほか、基金の効率的な運用や使用料・手数料の適正化など、様々な手法により自主財源の更なる確保を図ります。

③ 中長期的に安定的な財政運営を行うための基金の積立・確保

[財政調整基金・減債基金]

財政調整基金³³及び減債基金³⁴については、これまで着実に積立ってきた結果、一定規模の基金残高を確保しています。

しかしながら、今後、大規模災害の発生に伴う財政需要の増加や、経済状況の変化に伴う県税収入の減などによる歳入の減少、金利の上昇や県有施設の長寿命化対策による公債費の増加等が生じた場合にあっては、適切に対応し、安定的な財政運営を行っていくための備えが必要です。

このため、財政調整基金及び減債基金については、引き続き、県税収入の確保や予算の執行段階での経費の節減等により取崩額の縮小に努めるほか、地方財政法に基づき決算剰余金の 2 分の 1 を着実に積み立てるとともに、財政状況も勘案しながら更なる積立を行うなどにより、必要な水準が維持できるよう残高の確保に努めていきます。

[県有施設長寿命化等推進基金]

「千葉県公共施設等総合管理計画（平成 28 年 2 月策定）」では、今後 30 年間で主要な庁舎・学校等 1,960 棟を建替・改修する場合、単純平均で年約 283 億円の費用を見込んでいます。これを基に試算すると、総量の 15%を縮減してもなお、当面 10 年間で約 700 億円の一般財源が必要となります。

これまで、平成 26 年 3 月に県有施設長寿命化等推進基金を設置し、平成 28 年度末で約 518 億円の残高を確保したところですが、後年度負担の軽減を図り、財政負担を平準化するため、今後 10 年間で更に必要な財源（約 200 億円）の確保に向けて、財政状況も勘案しながら積立てに努めます。

④ 資産マネジメントの推進

庁舎・学校等の建物については、「千葉県県有建物長寿命化計画」に基づき、

- ・ 人口減少や人口構造の変化も踏まえ、適正な配置・規模など施設や組織のあり方の検討を行った上での、出先機関等の集約化や建物の総量縮減
- ・ 県有施設長寿命化等推進基金の効果的な活用
- ・ 維持管理しやすい建物の整備や、事後保全対応から計画保全対応への切替えなどにより、大規模改修・建替え等に係る財政負担の軽減・平準化を図ります。

道路、河川等の社会基盤施設については、施設類型ごとの長寿命化計画等を策定し、予防保全等の実施により、施設の長寿命化、安全性・信頼性の確保や維持・更新費の軽減・平準化を図ります。

このほか、未利用県有地の処分促進や県有資産の活用による収入確保を図ります。

⑤ 建設地方債の効果的な活用と県債残高の適切な管理

道路や橋りょうなどの社会資本の整備は、県民サービスの向上や安全・安心の確保、地域経済の活性化による本県の更なる発展などの観点から、大きな効果が期待できます。また、老朽化した公共施設等の長寿命化対策についても、着実に進めていく必要があります。

建設地方債は、こうした事業効果が多年にわたり、多額の費用を必要とする社会資本の整備等において、事業の円滑な実施と世代間の負担の公平を図るために必要な財源であることから、将来負担にも留意し、県債残高を適切に管理しながら、効果的に活用していきます。

³³ 地方自治法に基づき設置される基金で、急な財政需要や税収減などによる年度間の財源の不均衡を調整するためのもの。

³⁴ 地方自治法に基づき設置される基金で、公債費の償還を計画的に行うための積み立てるもの。

⑥ 健全化判断比率等に留意した財政運営

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく実質公債費比率³⁵、将来負担比率³⁶等の「健全化判断比率」については、早期健全化基準³⁷を大幅に下回り、全国平均と比べても良好な水準で推移していますが、引き続き、健全化判断比率に留意しながら健全な財政運営を行います。

平成 28 年度決算分から導入する「統一的な基準に基づく地方公会計」については、全国統一の基準で作成する財務諸表に基づく他団体との比較による財務分析や、新たに整備する固定資産台帳による計画的な県有施設の維持更新の検討などに活用していきます。

⑦ 自立した財政構造への転換

今後も社会保障費などの義務的経費は増加傾向が見込まれるため、地方が安定的な財政運営を行えるよう、地方財政計画における地方税や地方交付税などの一般財源の総額確保について、あらゆる機会を通じ、引き続き、国に強く要望していきます。

また、近年、地方交付税の不足分を臨時財政対策債の大量発行により賄っており、県債残高全体は増加傾向にあるため、地方交付税率の引上げにより地方交付税そのものを確保し臨時財政対策債を廃止するよう、引き続き、国に要望していきます。

このほか、国庫補助負担金については、地方への税源及び権限の移譲を基本とした改革に努めるとともに、県の超過負担についてはその解消を図るよう、また、直轄事業負担金については、国と地方の役割分担の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲などを進めるよう、それぞれ、引き続き、国に要望していきます。

³⁵ 財政規模に対する一般会計等の地方債の元利償還金等の比率。

³⁶ 財政規模に対する一般会計等の地方債残高や負担義務のある費用の比率。

³⁷ 実質公債費比率が 25.0%以上、又は将来負担比率が 400.0%以上の場合には、「早期健全化団体」となり、財政の早期健全化のための計画を定めなければならない。

3 計画期間中の歳出・歳入の見通し（一般会計ベース）

県税や地方交付税などの歳入の大幅な伸びが期待できない中、社会保障費や公債費などの義務的経費や、県有施設の老朽化への対応などの財政需要が増加することが見込まれ、厳しい財政状況が続くことが予想されます。

このため、歳出面では、事務事業の見直しや執行段階での経費の節減など、歳入面では、財政調整基金等の活用や県税徴収率の向上、決算剰余金の活用など、歳入歳出両面にわたる財政健全化の取組を進め、収支均衡を図ってまいります。

1. 歳 出

①歳出の見積額

（単位：億円）

区分		H29	H30	H31	H32	計
歳 出	人件費	5,373	5,344	5,286	5,238	21,241
	うち退職手当	534	535	533	539	2,141
	社会保障費	2,748	2,842	2,970	3,087	11,647
	公債費	2,084	2,159	2,223	2,278	8,744
	税関係交付金等	1,645	1,409	1,321	1,612	5,987
	その他県民サービス等事業費	5,412	5,459	5,470	5,476	21,817
歳出合計 ①		17,262	17,213	17,270	17,691	69,436

②計画に基づく歳出面の取組

取組効果額 ② ※1	H29	H30	H31	H32	計
事務事業の見直し	(17)	15	15	15	45
執行段階での経費の節減等	[100]	100	100	100	300

③取組を踏まえた歳出合計

歳出見通し (①-②)	H29	H30	H31	H32	計
歳出見通し (①-②)	17,262	17,098	17,155	17,576	69,091

2. 歳 入

①歳入の見積額

区分		H29	H30	H31	H32	計
歳 入	県税等 （地方譲与税を含む）	8,669	8,580	8,643	8,917	34,809
	地方交付税等 （臨時財政対策債を含む）	2,916	3,046	3,016	3,156	12,134
	県債（臨時財政対策債を除く）	755	763	784	772	3,074
	基金繰入金 ※2	271	101	119	124	615
	財政調整基金	244	50	60	70	424
	県有施設長寿命化等推進基金	27	51	59	54	191
	その他	4,651	4,545	4,530	4,544	18,270
歳入合計 ③		17,262	17,035	17,092	17,513	68,902

②計画に基づく歳入面の取組

取組効果額 ④ ※1	H29	H30	H31	H32	計
県税徴収率の向上	(2)	8	8	8	24
未利用県有地等の売却	[10]	5	5	5	15
決算剰余金の活用	[68]	50	50	50	150

③取組を踏まえた歳入合計

歳入見通し (③+④)	H29	H30	H31	H32	計
歳入見通し (③+④)	17,262	17,098	17,155	17,576	69,091

※1：H29の取組効果額の（ ）の金額は、すでに歳出・歳入の見積額それぞれ反映しています。

また、[]の金額は、今後、執行段階での経費の節減や決算剰余金等が確定した段階で反映します。

※2：H29年度分については、6月補正時点の予算額であり、今後、執行段階での経費の節減や決算剰余金の活用などにより、繰入額の縮減を努めます。

（参考）建設地方債等の各年度末における残高の見込

（単位：億円）

H28	H29	H30	H31	H32
14,290	14,015	13,721	13,471	13,228

※建設地方債と退職手当債の合計額

計画期間中の歳出・歳入の推計方法

<歳出>

○人件費

知事部局の職員のほか、教職員、警察官の人件費を含む。退職手当は年齢構成をもとに定年退職者等の見込みを考慮して推計。

○社会保障費

現行制度やすでに拡充が決まっている制度を前提に、過去の推移や今後の増減要素を考慮して推計。

○公債費

過去の借入に係る償還計画と今後の県債の借入見込みをもとに推計。

○税関係交付金等

県税に連動して推計。

○その他県民サービス等事業費

平成 29 年度 6 月現計予算をベースに、県有施設の老朽化対策に係る経費など、今後の増減要素を考慮して推計。

<歳入>

○県税等

平成 29 年度の収入見込みをベースに地方消費税をはじめとした税制改正等の影響を勘案して推計。消費税については、平成 31 年 10 月 1 日より 8%から 10%へ 2%の引上げ（このうち、地方消費税については、1.7%から 2.2%へ 0.5%の引上げ）を勘案して試算。

なお、法人関係税等については、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」における名目経済成長率を考慮して推計。

○地方交付税等

県税や社会保障費などの推計値をもとに、現行ルールのまま推計。

○県債

平成 29 年度 6 月現計予算をベースに、県有施設の老朽化対策に係る経費などをもとに、今後の増減要素を考慮して発行額を推計。

○その他

平成 29 年度 6 月現計予算の水準を前提に、今後の増減要素を考慮して推計。

4 財政健全化の取組状況と歳出・歳入見通しの見直しの公表

本計画に掲げた「財政健全化の取組」の効果額については、決算を踏まえ、毎年度公表します。

また、歳出・歳入の見通しについては、今後の地方税財政制度や社会保障制度等の改正、景気動向などを踏まえ、毎年度、ローリング（時点修正）を行うとともに、計画策定後の施策の進捗状況の変化など、歳出・歳入の見通しを修正する必要がある場合には、適宜反映します。



千葉県行政改革計画・財政健全化計画
(平成 29～32 年度)

(行政改革計画)

千葉県 総務部 行政改革推進課 改革推進班

電話 043-223-2460 FAX 043-224-1055

E-mail: gyoukaku05@mz.pref.chiba.lg.jp

(財政健全化計画)

千葉県 総務部 財政課 予算総括・財政改革班

電話 043-223-2072 FAX 043-224-3884

E-mail: zaisei6@mz.pref.chiba.lg.jp